

2022 年度神奈川大学大学院入学資格審査（個別の入学審査が必要な方対象）について

この資格審査は、各研究科の出願資格のうち「本学大学院において、大学を卒業※したと同等以上の学力があると認められた者」として出願資格を満たそうとする志願者の方が対象です。

（※大学を卒業とは教育課程を経て大学を卒業し、学位を取得したことを意味します）

学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号または第 156 条第 7 号の規定（個別の入学資格審査）により本学へ出願する者については、事前に個別の大学院入学資格（出願資格）審査を受け、入学資格を認められた場合に限り出願できるものとします。

1. 入学資格審査の対象者

【博士前期課程】

本学大学院を志望し 2022 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者で、以下の出願資格を満たさないもの。

- A. 大学を卒業した者または 2022 年 3 月までに卒業見込みの者
- B. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者または修了見込みの者

【博士後期課程】

本学大学院を志望し 2022 年 3 月 31 日までに 24 歳に達する者で、以下の出願資格を満たさないもの。

- A. 修士の学位または専門職学位を有する者
- B. 2022 年 3 月までに修士の学位または専門職学位を取得見込みの者

※高等教育自学考试制度により学位を取得した者は入学資格審査により出願資格を確認いたします。

2. 申請書類（提出いただいた書類等は、原則としてお返しいたしません。）

①入学資格審査申請書（本学所定様式）

②最終出身学校等の教育内容等が客観的に確認できるもの

- ・ 学校案内、学則、カリキュラム、卒業に必要な総授業時間数等が確認できるもの

③2022 年 3 月 31 日までに 22 歳または 24 歳に達することを確認できる書類

- ・ 運転免許証、健康保険証など生年月日が確認できるものの写し

※他の申請書類にて生年月日が客観的に証明できるものであれば、提出の必要はありません。

④本学が審査に必要と判断した書類（事前相談の際に指定します）

- ・ 学習歴の証明書等

各教科・科目の学習記録等が含まれているもので、最終出身学校等の「卒業（見込）証明書および成績証明書」または「調査書」、「卒業証書」など。

※中国国内の教育機関修了者で、出身大学の都合等により公正な証明書が発行できない場合には、中国高等教育学生信息网(CHSI)の日本代理機構が発行する「学歴認証報告書」および「成績認証報告書」の原本でも可とする。（原則として、国内所在の教育機関の出身者は 3 か月以内、国外所在の教育機関出身者は 1 年以内のものとする。）

- ・ 社会での実務経験等が客観的に確認できる書類等

実務経験の期間および内容を証明する記載が含まれているものや、資格取得証明書など。

- ・ その他

3. 申請手続き（事前相談および審査申請期限）

①[事前相談] 審査を希望する者は、下記事前相談期限までに本学入試センターに電話またはメールにて相談し、申請のための手続について指示を受けてください。



②[審査申請] 事前相談後に本学が指定する申請書類を、下記審査申請期限(必着)までに「簡易書留速達郵便」にて送付してください。

※申請書類を郵送する封筒の表面に「入学資格審査申請書類在中」と朱書きしてください。

送付先（相談先）〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋 3-26-1

神奈川大学入試センター 大学院担当

電話 045-481-5857 FAX 045-481-5759

窓口取扱時間 8:30~16:30（土・日・祝日、大学休業日を除く）

《重要 事前相談および審査申請期限》

研究科	試験種別	事前相談期限	審査申請期限
法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人間科学研究科 歴史民俗資料学研究科	秋季	6月11日（金）	6月25日（金）
	春季	11月12日（金）	11月26日（金）
理学研究科 工学研究科	秋季	5月21日（金）	6月4日（金）
	春季	11月12日（金）	11月26日（金）

※外国語学研究科では、資格審査は実施していません。

4. 審査内容

①申請者の各種学校等における学習歴などに基づいて、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

②申請者の社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

5. 審査方法

入学資格審査は、原則として書類審査により実施します。

6. 審査結果の通知

入学資格審査の結果については、申請者に郵送により通知します。入学資格（出願資格）を認められた者には、「神奈川大学大学院入学資格認定書」を交付します。

7. 神奈川大学大学院入学試験の受験について

「神奈川大学大学院入学資格認定書」を交付された者は、認定書に記載された入試種別を受験することができます。出願の際は、必ず「神奈川大学大学院入学資格認定書」の写しを、出願書類に添付してください。

また、当該入学資格審査の申請において既に提出した書類（証明書等）と大学院入学試験の出願にお

いて提出が必要な書類を併用することは出来ません。ご留意のうえ、改めてご用意ください。

8. その他

学習歴等が修得見込みで入学資格の認定を受けた者が、認定を受けた年度内に当該学習歴等の修得に至らなかったときは、入学資格の認定は効力を失います。

9. 安全保障輸出管理について（外国人留学生の方へ）

神奈川大学大学院では、大学院の出願資格とは別に、「外国為替および外国貿易法」に基づいて「神奈川大学安全保障輸出管理規程」を定め、物品の輸出や技術の提供、人材の交流の観点から「外国人留学生」の受け入れについて厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育・指導が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に、ご自身が指導を希望する志望指導教授と事前によく相談を行うなど、十分に注意をしてください。詳しくは、本学入試センターまでお問い合わせください。